

足場の組立て等の業務に係る特別教育のご案内

平成27年7月1日より施行された改正労働安全衛生規則において、足場の組立て、解体又は変更の作業(地上又は兼粉床上における補助作業の業務を除く。)に従事するときは、特別教育を修了していることが必要となりました。

作業に従事する前に特別教育を受講しましょう！

■受講が必要となる作業Q&A

- Q ▶ 内装工事などで使用される脚立足場の組立て等の作業も特別教育は必要ですか？
A ▶ 脚立足場やローリングタワーの組立て等の作業に就く場合も特別教育が必要です。
- Q ▶ 足場の組立て等の作業で特別教育が必要になる高さはどのくらいですか？
A ▶ 高さに制限はありません。よって、足場の組立て等の業務に就く方は必ず特別教育を終了している必要があります。

■教材

建災防が作成したテキスト「足場の組立て等作業従事者必携」、「内部工事用足場編<サブテキスト>」及び視聴覚教材(DVDを含む)を使用します。

■受講費

10,000円 (テキスト代込み)

開催日	講習時間	会場	定員
平成30年6月23日(土)	9:00~16:10(休憩含む)	京都府電気工事工業協同組合	20名

* 受講者9名以下の場合は、中止とさせていただきます。 **申込締切 6/8(金)まで**

■カリキュラム

区分	科目	範囲	時間
学科教育	I 足場及び作業の方法に関する知識	足場の種類、材料、構造及び組立図、足場の組立て、解体及び変更の作業の方法、点検及び補修 登り栈橋、朝顔等の構造並びにこれらの組立て、解体及び変更作業の方法	3時間
	II 工事用設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	工事用設備及び機械の取扱い 器具及び工具 悪天候における作業の方法	30分
	III 労働災害の防止に関する知識	墜落防止のための設備 落下物による危険防止のための措置 保護具の使用方法及び保守点検の方法 感電防止のための措置その他作業に伴う災害及びその防止方法	1時間30分
	IV 関係法令	法、令及び安衛則中の関係条例	1時間
合計時間			6時間

受講申し込みは、裏面をご覧ください。



受講申込書 (ㄨ切6/8まで)

*受講番号 No.	平成30年6月23日 (土) 足場の組立て等の業務に係わる特別教育				
ふりがな				生 年 月 日	年 齢
受 講 者 名 受 氏 名				昭和 平成 年 月 日	満 才
受 住 講 者 所	郵便番号	電話番号			
		F A X			
所 属 事 業 所	所 在 地	郵便番号			担 当 者 名
	事 業 所 名				
	代 表 者 氏 名				
	電 話 番 号	F A X			
平成 年 月 日 申込み 受講者本人署名押印					写真添付 縦3cm × 横2.5cm 普通紙不可 全面のり付け
受講料 10,000円 (持参 ・ 引落) ←どちらかに○ *講習当日持参可					

注意事項

- 1 受講番号は本人において記入しないでください。
- 2 写真は鮮明なもので、正面、無帽、無背景、3ヵ月以内に撮影されたものを貼りつけて下さい
写真は、指定されたサイズを守って下さい。サイズの大きいもの、顔が全て写真の中に入っていないもの等は再提出をお願いする場合がありますので必ずサイズを守って下さい。
- 3 複数者申込の場合申込用紙を複写して下さい。
- 4 氏名欄にはふりがなを記入して下さい。
- 5 申込書により修了証を作成しますので、記載事項はボールペンで記入してください。
申込書により修了証の内容が違った場合、再交付の扱いとなり再交付手数料¥2,000が発生します。

この申込書に記載していただいた氏名、生年月日は法律で記入することが定められています。誤りの無いように正確に記入してください。なお、記入いただいた氏名、生年月日はこの講習の事業以外には一切使用致しません。

FAX・電話での予約・申込みは受け付けておりません。必要事項を記入のうえ郵送または窓口へ提出してください。
(6/8までをお願いします。)

申し込み先

〒601-8034

京都市南区東九条南河辺町3番地

京都府電気工事工業協同組合 事業部

TEL 075-692-1232